

〔資料〕

『教民榜文』訳注稿（下）

伊藤 正彦

Notes on the Annotated Translation of *Jiao Min Bang Wen* (教民榜文), Vol. Two

Masahiko Itoh

要旨

This paper is an annotated translation of *Jiao Min Bang Wen* including the postscript in modern Japanese, an important historical material for the systems of *lijia* and elders as well as for the judicial systems of villages in the Ming dynasty. Of the 41 articles, this paper deals with 21 articles, from the 21st to the 41st.

キーワード 『教民榜文』 里甲 老人 教化

は し が き

本稿は、『教民榜文』の序文に相当する部分から第二〇条までを訳出した『教民榜文』訳注稿（上）（『文学部論叢（熊本大学）』八二、二〇〇四年）につづき、残りの第二一条から第四一条と末尾の部分の訳出する。

上篇については、中島榮章氏（九州大学人文科学研究院）をはじめとする諸氏から私信にて貴重なご教示・ご意見をいただいた。私信をくださった方々に、この場を借りて改めて御礼申し上げます。ご教示・ご意見を受けて、底本の校

訂など修正の必要性を感じているが、修正は機会を改めて行なうことにしたい。なお、底本については、上篇との統一性を考慮して、ひきつづき楊一凡・宋國範両氏による点校本（劉海年・楊一凡総主編『中国珍稀法律典籍集成』乙編第一冊、科学出版社、一九九四年）を使用する。上篇と同じく大方の御指教を乞う次第である。

凡例

- 一、訳注の底本には、劉海年・楊一凡総主編『中国珍稀法律典籍集成』乙編第一冊（科学出版社、一九九四年）所収の楊一凡・宋國範両氏による点校本を使用した。楊一凡・宋國範両氏の点校本は、北京図書館蔵『皇明制書』一四卷明刻本を底本とし、北京図書館蔵『皇明制書』七卷明刻本、東洋文庫蔵『皇明制書』二〇卷本（萬曆七年張鹵校刊）、内閣文庫蔵『皇明制書』不分卷明刻本と対校している。とくに校訂する必要があると考えた箇所は「」で示した。なお、句読については、改めた箇所がある。
- 一、『教民榜文』は、序文に相当する部分と計四一の条文から構成されている。序と各条ごとに原文・訓読・注釈・和訳を示した。また、閲読の便宜のために、各条に【第〇条】と通し番号を施し、筆者の理解をもとに序と各条文に見出しをつけた。
- 一、原文には旧字体を使用し、訓読・注釈・和訳には基本的に新字体を用いた。

【第二条】逃亡した罪人を蔵匿してはならない

〔原文〕

一、本里内遞年有犯法官吏人等、或工役、或充軍逃回者、有別處逃來者、老人須要家至戸到、叮嚀告誡里内人民、母得隱藏。將此等軍囚送赴官起解、免致連年勾擾、鄰里親戚受害。設若隱藏在郷、事發、必然被其連累。

〔訓読〕

一、本里の内に遞年犯法の官吏人等、或いは工役、或いは充軍より逃回する者有り、別処より逃來する者有れば、老人須要かなら家ごとに至り戸ごとに到り、叮嚀に里内の人民を告誡し、隱藏するを得ること母からしめよ。此等の軍囚を將て官に送赴して起解し、連年勾擾せられ、鄰里・親戚害を受くるを致すを免かれよ。設若し隱藏して郷に在り、事

発せば、必然に其の連累を被る。

〔注 釈〕

(1) 充軍 流刑の重いものを充軍という。『明律国字解』一〇四頁は、「充軍とは、軍人にするなり。充と云は、あきまにみつる意なり。軍人は衛所に属して、軍伍に定まりたる人数あるゆへ、一人なくなれば軍伍不足するによりて、其不足を足す意にて、充と云なり」と解す。萬曆『大明会典』卷一七五、刑部三、「充軍」は、洪武二六（一三九三）年に規定された充軍の罪名を列挙しており、『大明律』卷一、名例律「徒流遷徙地方」は、江南・江北の各地から充軍する衛所を規定している。

〔和 訳〕

一、その里の中に、毎年、法律に違反した官僚・胥吏たち、労役刑・充軍刑から逃げ戻った者がいたり、他所から逃げてきた者がいた場合は、老人が必ず家々を訪れ、里内の人民を入念に訓戒し、隠し立てすることがないようにさせねばならない。これらの充軍の罪人を官庁に連行して京師に送り届け、幾年も召喚を受けて隣人や親戚が被害を受けることがないようにせよ。もし郷村に匿っていて、事が発覚すれば、必ず巻き添えを食うことになる。

【第二条】官僚の善悪の監察（諫言と逮捕連行）

〔原 文〕

一、朝廷設官分職、本爲安民。除授之際、不知賢否、到任行事、方見善惡。果能公勤廉潔、爲民造福者、或被入誣陷、許里・老人等遵依大誥内多人奏保、以憑辯理。如有贓貪害民者、亦許照依先降牌内事例、再三勸諫。如果不從、指陳實跡、綁縛赴京、以除民害。凡保奏者、須要衆皆稱善。綁縛者、須要衆知其惡。務在多人、方見公論。若止三・五人・十數人稱其善惡、人情偏向、朝廷難以准信。若見官長正直、設計引誘貪贓、或以贓物排陷、妄行綁縛、及有不才官員、因是平日與其交通賄賂、卻稱爲善、妄來保奏、如此顛倒是非、亂政壞法、得罪深重、豈能保其身家。

〔訓 読〕

一、朝廷官を設け職を分かつは、本より民を安んずるが為にす。除授の際、賢否を知らず、到任して事を行ない、方めて善悪を見る。果して能く公勤廉潔にして、民の為に福を造す者、或いは人の誣陷を被れば、里・老人等の『大誥』の内に遵依して多人もて奏保するを許し、以て辯理に憑る。如し賊貪害民の者有れば、亦た先降の牌内の事例に照依し、再三勸諫するを許す。如し果して従わざれば、実跡を指陳し、縛縛して京に赴き、以て民害を除け。凡そ保奏する者は、須く衆皆な善と称するを要むべし。縛縛する者は、須く衆其の悪を知るを要むべし。務在^{かま}ず多人にして、方めて公論を見る。若し止だ三・五人・十数人其の善悪を称するのみなれば、人情偏向し、朝廷以て准信するに難し。若し官長の正直なるを見、設計して貪賊に引誘し、或いは贓物を以て排陥し、妄りに縛縛を行ない、及び不才の官員有り、是れに因りて平日其れと賄賂を交通するも、卻て称して善と為し、妄りに来りて保奏し、此くの如く是非を顛倒し、政を乱し法を壊れば、罪を得ること深重なり。豈に能く其の身家を保たんや。

〔注 釈〕

(1) 遵依大誥内 『御製大誥』「民陳有司賢否第三十六」、「耆民奏有司善惡第四十五」は、『耆宿老人』・『鄉村・市井君子等』・『城市・鄉村耆宿』らに布政使司以下府・州・県官の善政・悪政を監察して京師に面奏する権限を規定しており、これらの記述を指すと考えられる。『御製大誥統編』はこれらの規定に基づいた実例を多く教示している。なお、「前迫 一九九〇」はそうした実例を数多く分析している。

(2) 照依先降牌内事例 官僚の『賊貪害民』を例示した太祖・朱元璋の榜諭は数多く（『御製大誥』三編の中にも多数例示されている）、具体的な榜諭を特定することはできない。『南京刑部志』卷三「掲榜示以昭大法」に収録されている榜諭によって一つ例示すれば、第一九条の洪武二八年五月初五日の榜諭に見える『賊貪害民』の事例に基づいて諫言するという意味であろう。

〔和訳〕

一、朝廷が官僚制を設けたのは、本来人民を安寧にするためである。叙任の際には資質の如何を知ることができず、就任して職務を遂行してはじめて資質の良し悪しが現れる。まことに廉潔に勤務して人民に幸福を齎す者が誣告を受けた場合は、里長・老人たちが『大誥』の記述にしたがって大勢で保証の上奏することを許し、裁きの拠り所とする。もし贓物を貪り人民を迫害する者がいる場合は、やはり先に下した立て札の事例にしたがって、幾度も諫言することを許す。もし諫言にしたがわないならば、実状を示し、捕縛して京師に連行して人民の被害を取り払え。すべて保証の上奏する場合は、人々が皆な善と称していなければならぬ。捕縛する場合は、人々がその悪を知っていなければならぬ。大勢であつて、はじめて公論が現れるからである。もし三人・五人や十数人がその善・悪を称するだけならば、人情が偏り、朝廷は確信し難い。長官が公正実直と分かり、企図して贓物を貪ることに誘い込み、贓物によつて罪に陥れ、恣に捕縛したり、愚かな官僚がいるために平素から賄賂を遣り取りしたにもかかわらず、逆に善と称し、恣に保証の上奏をしたりと、このように正邪を倒錯させ、政治・法律を乱したならば、重大な罪となる。けつしてその身と家を保つことはできない。

【第三条】京師に越訴してはならない

〔原文〕

一、兩浙・江西等處、人民好詞訟者多。雖細微事務、不能含忍、徑直赴京告狀。設若法司得人、審理明白、隨即發落、往來亦要盤纏。如法司囚人數多、一時發落不及、或審理不明、淹禁月久、死者亦廣。其干連之人、無罪而死者不少。詳其所以、皆由平日不能勸誡、不忍小忿、動輒經由官府、以致身亡家破。如此者、連年不已、曾無警省。今後老人須要將本里人民懇切告誡。凡有戶婚・田土・鬪毆・相爭等項細微事務、互相含忍。設若被人凌辱太甚、情理難容、亦須赴老人處告訴、量事輕重、剖斷責罰、亦得伸其抑鬱、免致官府繫累。若頑民不遵榜諭、不聽老人告誡、輒赴官府告狀、

或徑赴京越訴、許老人擒拿問罪。

〔訓 読〕

一、兩浙・江西等の処、人民詞訟を好む者多し。細微の事務と雖も、含忍すること能わず、徑直に京に赴きて告状す。設若し法司人を得れば、審理明白にして、隨即に発落すも、往来亦た盤纏を要す。如し法司囚人数多にして、一時発落すること及ばず、或いは審理明らかならず、淹禁^{（一）}月久しければ、死者も亦た広し。其の干連の人、罪無くして死者少なからず。其の所以を詳らかにするに、皆な平日勸誡すること能わず、小忿を忍びず、動もすれば輒ち官府を経由し、以て身亡家破を致すに由る。此くの如き者、連年已まず、曾ち警省する無し。今後老人須く本里の人民を將て懇切に告誡し、凡有ゆる戸婚・田土・鬪毆・相争等の項の細微の事務は、互相^{（二）}に含忍せしむるを要むべし。設若し人の凌辱を被ること太甚^{（三）}しく、情理容し難くんば、亦た須く老人の処に赴きて告訴すべし。事の軽重を量り、剖斷責罰すれば、亦た其の抑鬱を伸ばし、官府の繫累を致すを免かる。若し頑民榜論に遵わず、老人の告誡に聴わず、輒りに官府に赴きて告状し、或いは徑ちに京に赴きて越訴^{（四）}すれば、老人の擒拿して問罪するを許す。

〔注 釈〕

（一）淹禁 『大明律』卷二八、刑律・斷獄「淹禁」に規定がある。『明律国字解』五一七頁は、「淹はひさしとよむ、久しく牢舎することなり」と解す。

（二）越訴 『大明律』卷二二、刑律五、訴訟「越訴」が「凡軍民詞訟、皆須自下而上陳告。若越本管官司輒赴上司称訴者、笞五十」と規定し、『明律国字解』四三二頁は「軍民詞訟、皆須自下而上陳告とは、民は県よりして州・府とだんだんに訴べしとなり」と解す。明代の越訴とは、顧炎武（『日知録』卷八「郷亭之職」）以来、「仁井田一九五一年」など、老人・里長・甲首の郷村裁判を経ることなく州・県の官庁に提訴することと理解されてきたが、「中島 一九九四年 a・二〇〇〇年」は、『教民榜文』が規定する郷村裁判を経ずに官庁に提訴した場合の処罰（杖六〇）と、『大明律』が規定する越訴の処罰（笞五〇）とが異なることなどから、明代の場合も越訴は州・

県を経ることなく直接に上級官庁へ提訴することを意味すると理解する。筆者は中島氏の解釈を支持する。

〔和 訳〕

一、両浙や江西などの地域には、訴訟好きの人民が多い。ささいな案件であっても我慢することができず、直接京師にやって来て提訴する。もし三法司（刑部・都察院・大理寺）が適任者で、取り調べて明白にし、すぐに処理しても、行き来するのに旅費がかかる。もし（未決監の）囚人が多く三法司がすぐに処理できなかつたり、取り調べが明確でなく未決のまま長く拘禁される場合は、亡くなる者も多い。その関係者が罪もないのに亡くなることも少なくない。その原因を調べると、平素から教戒することができず、ささいな憤懣を我慢せず、つねづね官庁に向向き、その身と家を潰すからである。こうしたことが幾年も止むことなく、まったく反省しない。今後は、老人がその里の人民を丁寧（に）訓戒し、すべて戸婚・田土・鬪殴・相争などのささいな案件は、互いに我慢させるようにしなければならない。もし酷く辱めを受け、情理に照らして許し難い場合は、老人の下に赴いて提訴しなければならない。事情の軽重を見定めて裁決・処罰すれば、その鬱屈を晴らし、官庁に拘禁されることがないようになる。もし頑迷な人民が立て札の教えに従わず、老人の訓戒に従わず、いつも官庁にやって来て提訴したり、直接京師にやって来て越訴するならば、老人が捕らえて断罪することを許す。

【第二四条】

〔原文〕農作業の督励

一、河南・山東農民中、有等懶惰、不肯勤務農業、以致衣食不給。朝廷已嘗差人督併耕種。今出號令、此後止是各該里分老人勸督。每村置鼓一面、凡遇農種時月、五更播鼓、衆人聞鼓下田、該管老人點鬧。若有懶惰不下田者、許老人責決。務要嚴切督併、見丁着業、毋容惰夫游食。若是老人不肯勸督、農人窮窘爲非、犯法到官、本郷老人有罪。

〔訓読〕

一、河南・山東の農民の中、有等の懶惰のもの、肯て農業に勤務せず、以て衣食の給せざるを致す。朝廷已に嘗て人を差わして耕種を督併せしむ⁽¹⁾。今号令を出だして、此の後止是^た各おの該里分の老人をして勸督せしむるのみ。村毎に鼓一面を置き、凡そ農種の時月に遇わば、五更に鼓を撞ち、衆人鼓を聞きて田に下り、該管の老人点聞せよ。若し懶惰にして田に下りざる者有れば、老人の責決するを許す。務要ず厳切に督併し、見丁着業し、惰夫の游食するを容す母れ。若是^も老人肯て勸督せず、農人窮窘して非を為し、法を犯して官に到れば、本郷の老人に罪有り⁽²⁾。

〔注釈〕

(1) 朝廷已嘗差人督併耕種 『明太祖實録』卷二五六、洪武三十一年正月乙丑条に「上以山東・河南民多惰於農事、以致衣食不給。乃命戸部遣人材分詣各県、督其耕種。仍令籍其丁男所種田地、与所収穀菽之数来聞」とある。

(2) 本条文は、『明太祖實録』卷二五五、洪武三〇年九月辛亥条に「又令民每村置一鼓、凡遇農種時月、清晨鳴鼓集衆、鼓鳴皆会田所、及時力田、其怠惰者、里・老人督責之。里・老縦其怠惰不勸督者有罰」とある詔令に基づくものと考えられる。

〔和訳〕

一、河南・山東の農民の中には、怠惰でまったく農業につとめず、衣・食をまかなえなくなる者がいる。朝廷は以前に使者を派遣して耕作を監督させた。今、法令を発して今後はそれぞれその里の老人に監督させるのみとする。集落ごとに太鼓を一つ設け、農繁期になれば、明け方に太鼓を打ち、人々は太鼓の音を聞いて田畑に出かけ、管轄の老人が検分せよ。もし怠惰で田畑に出ない者がいれば、老人が処断することを許す。必ず厳重に監督して、成年男子が生業につき、怠惰な者が徒食することがないようにせよ。もし老人がまったく監督せず、農民が困苦して悪事を働き、法律に違反して官庁にやってくることになれば、その郷村の老人を断罪する。

【第二五条】婚礼・葬礼の相互扶助

〔原文〕

一、郷里人民、貧富不等、婚姻・死喪・吉凶等事、誰家無之。今後本里人戸、凡遇此等、互相調給。且如某家子弟婚姻、某家貧窘、一時難辦、一里人戸、每戸或出鈔一貫、人戸一百、便是百貫。每戸五貫、便是五百貫。如此資助、豈不成就。日後某家婚姻、亦依此法輪流調給。又如某家、或父或母死喪在地、各家或出鈔若干、或出米若干資助、本家或棺槨、或僧道・修設・善縁等事、皆可了濟。日後某家倘有此事、亦如前法、互相調給、雖是貧家些小錢米、亦可措辦。如此則衆輕易舉、行之日久、郷里自然親愛。

〔訓讀〕

一、郷里の人民、貧富等しからざるも、婚姻・死喪・吉凶等の事、誰が家か之無らんや。今後本里の人戸、凡そ此等に遇わば、互相に調給せよ。且如えば某家の子弟婚姻するに、某家貧窘し、一時并じ難くんば、一里の人戸、戸毎に或いは鈔一貫を出だし、人戸一百なれば、便ち是れ百貫なり。戸毎に五貫なれば、便ち是れ五百貫なり。此くの如く資助すれば、豈に成就せざるや。日後某家婚姻も、亦た此の法に依りて輪流して調給せよ。又た如し某家、或いは父或いは母死喪して地に在れば、各家或いは鈔若干を出だし、或いは米若干を出だして資助せよ。本家或いは棺槨、或いは僧道・修設・善縁等の事、皆な了濟すべし。日後某家倘し此の事有れば、亦た前の法の如く互相に調給せよ。是れ貧家些小の錢米と雖も、亦た措弁すべし。此くの如くすれば則ち衆輕易に挙ぐ。之を行なうこと日久しければ、郷里自然に親愛す。

〔注釈〕

(1) 本条文は、『明太祖実録』卷二五五、洪武三〇年九月辛亥条に「又令民凡遇婚姻・死葬・吉凶等事、一里之内、互相調給。不限貧富、隨其力以資助之、庶使人相親愛風俗厚矣」とある詔令に基づくものと考えられる。

〔和 訳〕

一、郷・里の人民には貧富の違いがあるが、婚礼・葬礼・慶弔などのことはすべての家にある。今後、その里の人戸は、これらのことがあったならば、お互いに扶助せよ。たとえば或る家の子弟が結婚する際、その家が貧窮してすぐに支度できなければ、一里の人戸が戸ごとに鈔一貫を出す。人戸が一〇〇戸であれば、すぐに一〇〇貫となる。戸ごとに五貫であれば、すぐに五〇〇貫となる。このように援助すれば、成し遂げることができる。後日の或る家の結婚も、やはりこの方法にしたがって代わる代わる扶助せよ。さらにもし或る家で父や母が亡くなった場合は、それぞれの家が鈔いくらか、もしくは米いくらかを出して援助せよ。その家は柩や僧侶・道士・墳墓・布施などのことをすべて済ますことができる。後日、或る家に同じことがあれば、やはり前述の方法のようにお互いに扶助せよ。貧家のわずかな銭・米であっても、やはり処置することができる。このようにすれば人々は容易に成し遂げることができる。これを長く執り行なえば、郷・里は自ずと仲睦まじくなる。

【第二六条】『御製大誥』三編の講読

〔原 文〕

一、民間子弟七・八歳者、或十一・二歳者、此時欲心未動、良心未喪。早令講讀三編大誥、誠以先入之言爲主、使知避凶趨吉、日後皆成賢人君子、爲良善之民、免貽父母憂慮。亦且不犯刑憲、永保身家。

〔訓 読〕

一、民間の子弟の七・八歳なる者、或いは十一・二歳なる者、此の時欲心未だ動かず、良心未だ喪わず。早に三編の大誥を講読せしめ、誠に先入の言を以て主と爲し、凶を避け吉に趨くを知らしむれば、日後皆な賢人君子と成り、良善の民と爲り、父母の憂慮を貽すを免かる。亦た且つ刑憲を犯さず、永く身家を保たん。

〔和 訳〕

一、民間の子弟の七・八歳の者、もしくは一・二歳の者は、この頃はまだ欲情が働かず、誠実さを失っていない。早いうちから三編の『大誥』を講読させ、本先に先に聞いた言説を重んじ、禍を避けて福に向かうことを教えれば、後日は皆な賢人・君子となり、善良な人民となり、両親を心配させることはない。さらに法律に反することなく、久しくその身と家を保つことだろう。

【第二七条】郷飲酒礼の挙行

〔原 文〕

一、郷飲酒禮、本以序長幼、別賢否。乃厚風俗之良法、已令民間遵行。今再申明、務要依頒降法式行之。長幼序坐、賢否異席。如此日久、豈不人皆向善避惡、風俗淳厚、各爲太平之良民。

〔訓 読〕

一、郷飲酒礼、本より以て長幼を序し、賢否を別かつ。乃ち風俗を厚くするの良法にして、已に民間をして遵行せしむ。^①今再び申明し、務要ず頒降の法式に依りて行ない、長幼序坐し、賢否席を異にせよ。此くの如くすること日久しければ、豈に人皆な善に向い悪を避け、風俗淳厚にして、各おの太平の良民と為らずや。

〔注 釈〕

(1) 已令民間遵行 『明太祖実録』卷七三、洪武五年四月戊戌条に「詔天下挙行郷飲酒礼」とあるように、郷飲酒礼は洪武五(一三七二)年四月の詔令によって全国に挙行が命じられた。

(2) 頒降法式 『明太祖実録』卷一五七、洪武一六年一〇月乙未条に「詔頒郷飲酒礼図式于天下」とあるものを指すと考えられる。洪武一六(一三八三)年一〇月頒行の「郷飲酒礼図式」の内容は、正徳『大明会典』卷七八、礼部三七「郷飲酒礼」を参照。また、正徳『大明会典』卷七八、礼部三七「郷飲酒礼」は、洪武二二(一三八九)

年に『再定郷飲酒礼図式』と伝える。

〔和訳〕

一、郷飲酒礼は、本来、長幼を秩序づけ、賢愚を区別するものである。まさに風俗を淳朴にする良い方法であり、民間で執り行なわせた。今、再度明示し、必ず発布した次第にしたがつて執り行ない、長・幼が順に着席し、賢・愚は席を別かつようにせよ。長くこのようにすれば、人は皆な善行を志して悪行を避け、風俗は淳朴であり、それぞれ泰平の世の善良な人民となる。

【第二八条】里社壇・郷厲壇の祭祀

〔原文〕

一、鬼神之道、陰陽表裏、人雖無見、冥冥之中、鬼神鑒察、作善作惡、皆有報應。曩者已令郷村各祭本郷土穀之神及無祀鬼神。今再申明、民間歳時依法祭祀、使福善禍淫、民知戒懼、不敢爲惡。如此則善良日増、頑惡日消、豈不有補於世道。

〔訓読〕

一、鬼神の道、陰陽表裏し、人見ること無しと雖も、冥冥の中、鬼神鑒察し、善を作し悪を作せば、皆な報応有り。曩者已に郷村をして各おの本郷の土穀の神及び無祀の鬼神を祭らしむ。今再び申明し、民間歳時法に依りて祭祀し、善を福し淫を禍せしむれば、民戒懼を知り、敢て悪を為さず。此くの如くすれば則ち善良日ごとに増し、頑惡日ごとに消え、豈に世道に補すこと有らずや。

〔注釈〕

(1) 曩者已令郷村各祭本郷土穀之神及無祀鬼神 土穀の神と無祀の鬼神の祭祀は、洪武三(一三七〇)年六月の詔令によって命じられ、『明太祖実録』卷五三、洪武三年六月甲子条、洪武八(一三七五)年以降、各里に設置されて

いく里社壇・郷厲壇の制度として整備された。洪武年間の礼制を規定した『洪武礼制』の「祭祀礼儀」は里社壇・郷厲壇について次のように記す。

里社

凡各処鄉村人民、每里一百戸内、立壇一所、祀五土五穀之神、專為祈禱、雨暘時若、五穀豊登。

郷厲

凡各処郷村、每里一百戸内、立壇一所、祭無祀鬼神、專祈禱民庶安康、孳畜蕃盛。

なお、里社壇・郷厲壇の制度の成立過程・運営・変遷については「和田 一九八五年」が詳しい。

〔和 訳〕

一、鬼・神の原理は、陰と陽が表裏し、人は目にするのがなくとも、知らぬままに鬼・神が見極めており、善行・悪行をすれば、すべて報いがある。以前、郷村にその地の土穀の神と無縁の鬼神を祭らせた。今、再度明示し、民間が時節に法にしたがって祭り、善を祝い淫を咎めれば、人民は戒めを知り、けっして悪事を働くことがない。このようにすれば、善良な者が日々増え、頑迷な者が日々消え、世の道義を助けるものである。

【第二九条】桑・棗・柿・綿花の栽培と養蚕の奨励

〔原文〕

一、如今天下太平、百姓除本分納糧當差之外、別無差遣。各宜用心生理、以足衣食。每戸務要照依號令、如法栽種桑株・棗柿・綿花。每歲養蚕、所得絲綿、可供衣服。棗柿豊年可以賣鈔使用、遇儉年可當糧食。此事有益爾民、里・甲・老人如常提督點視。敢有違者、家遷化外。

〔訓 読〕

一、如^い今^ま天下太平にして、百姓本分の納糧當差を除くの外、別に差遣無し。各おの宜しく心を生理に用い、以て衣食

を足らすべし。戸毎に務要す号令に照依し、法の如く桑株・棗柿・綿花を栽種せよ。毎歳養蚕し、得る所の絲綿、衣服に供すべし。棗柿豊年は以て売鈔使用すべし。俟年に遇わば糧食に當つべし。此の事爾民に益する有り。里・甲・老人、如常つねに提督点視せよ。敢て違う者有れば、家をば化外に遷す。

〔和 訳〕

一、今、天下は泰平であり、人民は本来の税糧・職役を負担する以外、ほかに徭役負担はない。それぞれ生業に務めて衣・食を充足するがよい。戸ごとに法令にしたがい、法のように桑・棗・柿・綿花を栽培せよ。毎年、養蚕を行ない、手にした絹・綿は衣服に役立てることができる。棗・柿は豊作の年には販売に使うことができ、不作の年ならば食糧にあてることができる。これは人民に裨益するものである。里長・甲首・老人は、いつも監督・検分せよ。ぬけぬけと違反する者がいれば、家族を辺境に追放する。

【第三〇条】 水利施設の調査・利用計画

〔原文〕

一、民間或有某水可以灌溉田苗、某水爲害可以隄防、某河壅塞可以疎通、其當里老人會集踏看、丈量見數、計較合用人工、併如何修築、如何疎通、定奪計策、畫圖貼記、赴京來奏、以憑民興利除害。

〔訓 読〕

一、民間或いは某水以て田苗を灌溉すべき、某水害を爲し以て隄防すべき、某河壅塞し以て疎通すべき有れば、其れ當里の老人、會集して踏看し、見數を丈量し、合に用うべき人工を計較し、併せて如何に修築するや、如何に疎通するや、定奪計策し、画図貼記し、京に赴き来りて奏し、以て民の爲に利を興し害を除くに憑る。

〔和 訳〕

一、民間に灌溉できる河川、水害を起こして防備すべき河川、閉塞して通水すべき河川がある場合は、その里の老人

が人を集めて実地検分し、実数を測量し、要する人夫を算出し、くわえてどのように修築するか、どのように通水するか、計画を決め、図を描いて説明書きし、京師にやって来て上奏せよ。人民のために利益を齎し害悪を取り去る拠り所とする。

【第三条】納税・就役の義務

〔原文〕

一、自古民人納糧當差、本以永安。近年以來、有司不才、官吏不能教民爲善、惟務貪賊。於納糧當差之際、往往接受寬限錢鈔、放富差貧。致令愚民傲傲、合納糧不肯依期送納、虛賣「買」實取、本分差役、不肯趨事赴工。今後民人凡遇納糧當差、不許買求官府、該納稅糧、依期送納、本等差役、即便應當。若本等稅糧已納、差役已當、其官吏・糧・里人等、重行科斂差使者、許受害之家、會集多人綁縛赴京、治以重罪。

〔訓読〕

一、古え自り民人糧を納め差に当るは、本より以て永安なればなり。近年以來、有司才ならず、官吏民をして善を爲さしむること能わず、惟だ貪賊に務むるのみ。糧を納め差に当るの際に於いて、往往にして寬限の錢鈔を接受し、富を放して貧を差し、愚民をして傲傲し、合に納むべき糧肯て期に依りて送納せず、虚売「買」實取し、本分の差役、肯て事に越き工に赴かざらしむるを致す。今後民人凡そ糧を納め差に当るに遇わば、官府を買求するを許さず。該に納むべき税糧、期に依りて送納し、本等の差役、即便に^{たふち}応当せよ。若し本等の税糧已に納め、差役已に当るも、其の官吏・糧・里人等、重ねて科斂差使を行なう者は、害を受くるの家、多人を会集し、綁縛して京に赴くを許し、治むるに重罪を以てす。

〔注釈〕

(1) 虚売「買」實取 担当者を買取して不正に納税の受領証を受け取ること。用例を挙げれば、『御製大誥』「攬納

戸虚買実収第十九」に「各処納糧納草人戸、往往不量攬納之人有何底業、一概將糧草付与解來。豈知無藉之徒、將錢赴京、止「虚」買実収、糧草並不到倉。及至會計欠少、問出前情。其無藉之徒、惟死而已。糧草正戸、罰納十倍。奸頑還可逞乎」とある。不正に受領証を売り渡す側の行為は「虚出実収」と表現される（『御製大誥』「設立糧長第六十五」など）ことからすれば、本条文は北京図書館蔵『皇明制書』七卷明刻本、内閣文庫蔵『皇明制書』不分卷明刻本に従い「虚買実収」と校訂するのが適当と考える。

(2) 糧・里人等 糧長・里長たちの意。糧長は、洪武四（一三七一）年に秋糧一万石を基準に設置され、洪武一五（一三八二）年に一旦廃止された後、洪武一八（一三八五）年に復活された職役。復活後の糧長は、南宋以来の都を基礎とした区という地域区画を単位に設置され、区内の税糧徴収と所定の倉庫への運搬を主要な任務とした。糧長の職掌や沿革については「小山 一九六九年」が詳しい。

〔和訳〕

一、古えから人民が税糧・職役を負担するのは、本来、世の安寧のためである。近頃は関係官庁が愚かで、官僚・胥吏が人民に善行を督励することができず、もっぱら贓物を貪るだけである。税糧を納め職役に就く際には、つねづね期限を緩める金銭を受け取り、富者を免除して貧者に割り当て、愚民が真似をして、納めるべき税糧をわざと期限通り納入せず、担当者を買収して不正に受領証を受け取り、本来の職役はわざと任務（業務・労役）に就かないようにさせている。今後、人民が税糧を納め職役に就く場合は、官庁に請託することを認めない。納めるべき税糧は期限通り納入し、本来の職役はすぐに就役せよ。もし本来の税糧・職役を負担したのに、官僚・胥吏・糧長・里長たちが重ねて賦課・徴発する場合は、被害を受けた人戸が大勢を集めて捕縛して京師に連行することを認め、重罪に処す。

【第三条】 社学の改革

〔原文〕

一、元朝天下郷村人家子弟讀書者多。洪武初年、命各處郷村設立社學、教訓子弟、使爲良善。其不才有司里・甲人等、倚此作弊。將有子弟本有暇讀書、卻受財賣放、不令入學。無子弟無暇讀書、卻逼令入學、致以民人受害。所以革去社學。今後民間子弟、許令有德之人、不拘所在、亦不拘子弟名數、每年十月初開學、至臘月終罷。如丁多有暇之家、常讀常教者聽。其有司官吏・里・甲人等、敢有干與攪擾者、治以重罪。

〔訓読〕

一、元朝天下郷村人家の子弟、書を読む者多し。洪武初年、各処の郷村に命じて、社学を設立^①し、子弟を教訓し、良善爲らしむ。其れ不才の有司・里・甲人等、此に倚りて弊を作す。有丁の子弟の本より書を読むに暇有るを將て、卻て財を受けて売放し、学に入れしめず、無丁の子弟の書を読むに暇無きをば、卻て逼りて学に入れしめ、以て民人害を受くるを致す。社学を革去する所以なり。今後民間の子弟、有徳の人をして、所在に拘らず、亦た子弟の名數に拘らず、毎年十月の初め学を開き、臘月の終りに至りて罷ましむるを許す。丁多く暇有るの家、常に読み常に教うる者の如きは聽す。其れ有司官吏・里・甲人等、敢て干与攪擾する者有れば、治むるに重罪を以てす。

〔注釈〕

(1) 設立社学 『明太祖実録』卷九六、洪武八年正月丁亥条に「命天下立社学」とあるように、社学は洪武八(一三七五)年正月の詔令によって設置された。明代の社学の沿革は「松本 一九三六年」が詳しい。

(2) 革去社学 『明太祖実録』卷一五七、洪武一六年一〇月癸巳条に「詔郡県復設社学」とあるように、洪武八年以降、社学は廃止され、洪武一六(一三八三)年一〇月に復興された。本条文について「中島 二〇〇〇年」は、「従来の論考では、第三条によって、『社学の管理運営』を老人の職掌として挙げているが、この条文は一般的に社学の運営を定めたものですらくなく、所期の成果をあげず、かえって郷村の人民に弊害をもたらしている社学

を廃止し、かわりに郷村の有徳者が、農閑期などに子弟を教育することを命じたものである」と解し、「中島 一九九五年a」もこの理解を確認している。しかし、本条文の後段に見える一〇月初〜一二月末の期間「有徳の人」が教育するものが廃止した社会学に代わる機関である確証はない。また、「松本 一九三六年」が示すように、社会学の存続は困難であったものの、残存した事例もあることからすれば、本条文が記す「革去社会学」とは、洪武八年から一六年の間に社会学を一旦廃止したことを示すものであり、本条文は郷村の実情を考慮して社会学の運営方法を改革したものと考ええる。

〔和訳〕

一、元朝の全国の郷村人戸の子弟には学問をする者が多かった。洪武年間の初め、各地の郷村に命令して社会学を設置し、子弟を教え導いて善良な人民とさせた。しかし、愚かな官庁や里長・老人たちがこれを濫用して不正を働いた。成年男子がいる家で学問をする余裕のある子弟については賄賂を取り放免して入学させず、成人男子がいない家で学問をする余裕のない子弟を強制的に入学させ、人民が被害を受けた。これが社会学を改革する理由である。今後、民間の子弟は、徳を具えた人物に、場所や子弟の人数に関係なく、毎年一〇月初めに開校し、一二月末になって閉校させるようにする。成人男子が多く余裕のある家庭でいつも学問しているような者はこれを認める。官庁の官僚・胥吏や里長・甲首たちがぬけぬけと関わって混乱させた場合は、重罪に処す。

【第三条】 祖父母・父母の孝養と祖先祭祀

〔原文〕

一、父母生身之恩至大。其鞠育劬勞、詳載大誥。今再申明。民間有祖父母・父母在堂者、當隨家貧富奉養無缺。已亡者、依時祭祀、展其孝敬。爲父母者、教訓子弟。爲子弟者、孝敬伯叔。爲妻者、勸夫爲善。如此和睦宗族、不犯刑憲、父母妻子、朝夕相守、豈不安享太平。

祝文式。

維洪武某年・歲次某甲子・某月・某朔・某日、孝孫某同闔門眷屬告於高曾祖考妣之靈曰。昔者祖宗相繼、鞠育子孫、懷抱提攜、劬勞萬狀。每逢四時交代、隨其寒暖、增減衣服、撙節飲食。或憂近於水火、或恐傷於蚊蟲、或懼罹於疾病、百計調護、惟恐不安。此心懸懸、未嘗暫息。使子孫成立、至有今日者、皆祖宗劬勞之恩也。雖欲報之、莫知所以爲報。茲者節屆春夏秋冬、天氣將溫涼熱寒、追感昔時、不勝永慕、謹備酒殺羹飯、率闔門眷屬以獻。尚享。

〔訓 読〕

一、父母の生身の恩至大なり。其れ鞠育の劬勞、詳さに『大誥』に載す⁽¹⁾。今再び申明す。民間祖父母・父母の堂に在る者有れば、当に家の貧富に隨いて奉養して缺くこと無かるべし。已に亡き者は、時に依りて祭祀し、其の孝敬を展せ。父母爲る者、子弟を教訓し、子弟爲る者、伯叔を孝敬し、妻爲る者、夫に勧めて善を爲さしめよ。此くの如くすれば宗族に和睦し、刑憲を犯さず、父母妻子、朝夕相守り、豈に安んじて太平を享けずや。

祝文式。

維れ洪武某年・歲次某甲子、某月某朔某日、孝孫某、闔門眷屬と同一高曾祖考妣の靈に告げて曰く「昔者祖宗相繼ぎ、子孫を鞠育し、懷抱提攜し、劬勞万状なり。四時の交代に逢う毎に、其の寒暖に隨い、衣服を増減し、飲食を撙節す。或いは水火に近づくを憂い、或いは蚊蟲に傷つけらるるを恐れ、或いは疾病に罹るを懼れ、百計もて調護し、惟だ安んぜざるを恐るのみ。此の心懸懸として、未だ嘗て暫息せず。子孫をして成立せしめ、今日有るに至る者は、皆な祖宗の劬勞の恩なり。之に報いんと欲すると雖も、報いを爲す所以を知る莫し。茲者に節、春・夏・秋・冬に屆り、天氣温・涼・熱・寒を將て、昔時を追感し、永慕に勝えず。謹んで酒殺羹飯を備え、闔門眷屬を率いて以て獻す。尚くは享けんことを」と。

〔注 釈〕

(1) 詳載大誥 『御製大誥』「諭官生身之恩第二十四」の記述を指すと考えられる。

〔和 訳〕

一、両親からこの身を受けた恩はこの上なく大きい。養育の苦勞については『大誥』に詳しく記した。今、再度明示する。民間で祖父母・父母が健在な者は、家の貧富に依じてよく仕え、不便がないようにしなければならぬ。亡くなった者は、時節ごとに祭り、敬慕の思いを広げよ。父母は子弟を教導し、子弟は伯父・叔父を敬慕し、妻は夫に善行を督励せよ。このようにすれば宗族が仲睦まじくして、法律に違反することなく、父母妻子が朝晩慈しみ、安寧に泰平を享受できる。

祭文のモデル

洪武〇〇年・歳次〇甲子、〇〇月〇朔〇〇日、孝なる子孫の〇〇、一家親族とともに高祖父・曾祖父・祖父・父母の靈に申し上げます。「昔、先祖代々、子孫を養育し、抱いたり手を引いたりし、非常に苦勞されました。四季が移り変わり度、寒暖に応じて衣服を調整し、飲食を節制されました。水や火に近づくのを心配したり、蚊や虫に喰われるのを心配したり、病気に罹るのを心配したり、いろいろと保護し、ただひたすら安らかでないことを心配されました。この心は悠久につづき、しばしも止むことはありません。子孫を成人させ、今日があるようにしてくださったのは、すべて先祖の苦勞の恩です。これに報いようとしても、報いる術を知りません。今、春・夏・秋・冬の季節を迎え、暖かい・涼しい・暑い・寒い気候によって、昔を想い出し、永遠に敬慕する想いを押えられません。謹んで酒・肴・あつもの・ご飯を用意し、一家親族とともに献上します。どうか受け取られますように」と。

【第三四条】学官の本分

〔原文〕

一、各處教官・訓導、遞年作表誹謗、大逆不臣。事發、杭州等學訓導景德輝等若干、俱已伏誅。今後天下教官人等、務要依先聖先賢格言、教誨後進、使之成材、以備任用。敢有不依聖賢格言、妄主異議、蠱惑後生、乖其良心者、誅其

本身、全家遷發化外。

〔訓 読〕

一、各処の教官・訓導^①、遞年表を作りて誹謗し、大逆臣ならず。事發し、杭州等学の訓導景德輝等^②若干、俱に已に誅に伏す。今後天下の教官人等、務要ず先聖先賢の格言に依りて、後進を教誨し、之をして材を成し、以て任用に備えしめよ。敢て聖賢の格言に依らず、妄りに異議を主り、後生を蠱惑し、其の良心に乖らしむる者有れば、其の本身を誅し、全家化外に遷發す。

〔注 釈〕

(1) 教官・訓導 府・州・県学の学官。府学には教授、州学には学正、県学には教諭が置かれた。訓導はその補佐官。『明史』卷七五、職官四、「儒学」によれば、定員は、府学が教授一名・訓導四名、州学が学正一名・訓導三名、県学が教諭一名・訓導二名であった。

(2) 杭州等学訓導景德輝等 景德輝については未詳。

〔和 訳〕

一、各地の学官が毎年、陳情書によつて政治を非難するのは、人倫と臣下の道に背くものである。事が発覚し、杭州などの訓導・景德輝たち幾名は、すべて誅殺された。今後、天下の学官たちは、古えの聖人・賢人の金言に基づいて後学の人を教え、才能を開花させ、任官に備えさせよ。ぬけぬけと聖人・賢人の金言に基づくことなく、異論を説き、後学の人を惑わし、誠心に背かせる者がいれば、本人を誅殺し、家族全員を辺境に追放する。

【第三五条】 郷里の和睦

〔原 文〕

一、郷里人民、住居相近、田土相鄰、父祖以來、非親即識。其年老者、有是父祖輩行、有是叔伯輩行、有是兄輩行者、

雖不是親、也是同郷、朝夕相見、與親一般。年幼子弟、皆須敬讓。敢輕薄不循教誨者、許里・甲・老人量情責罰。若年長者不以禮導後生、倚恃年老生事羅織者、亦治以罪。務要鄰里和睦、長幼相愛。如此則日久自無爭訟、豈不優遊田里、安享太平。

〔訓 読〕

一、郷里の人民、住居相い近く、田土相い隣し、父祖以來、親に非ざれば即ち識なり。其れ年老なる者、是れ父祖の輩行有り、是れ叔伯の輩行有り、是れ兄の輩行の者有り。是れ親ならざると雖も、也是た郷を同じくし、朝夕相い見うれば、親と一般なり。年幼の子弟、皆な須く敬讓すべし。敢て輕薄にして教悔に循わざる者有れば、里・甲・老人の情を量りて責罰するを許す。若し年長なる者礼を以て後生を導かず、年老を倚恃みて生事羅織する者も、亦た治むるに罪を以てす。務要ず鄰里和睦し、長幼相い愛しめ。此くの如くすれば則ち日久しくして自から争訟無からん。豈に田里に優遊し、安んじて太平を享けずや。

〔和 訳〕

一、郷里の人民は、住居・田畑が隣接しており、祖父・父の代から親類でなくとも知り合ひである。高齡の者には、祖父・父・伯父・叔父・兄の友人がいる。親類ではないとはいえ、故郷が同じで朝・夕顔を合わせているのであるから、親類と同様である。年若い子弟はみな敬わねばならない。ぬけぬけと不誠実で教えにしたがわない者がいれば、里長・甲首・老人が事情を斟酌して処罰することを許す。もし礼によつて若者を教導せず、高齡であるのをよいことに事件を引き起こして不当に罪に陥れた場合も、やはり罪に処す。必ず近隣は仲睦まじくし、長・幼は互いに慈しめ。このようにすれば、しばらくして自然に訴訟ごとが無くなることだろう。故郷で安らぎ、安寧に泰平を享受することができる。

【第三六条】 田産の売却

〔原文〕

一、郷里人民、或有生理不前、家道消乏、因遇非災橫禍、缺少用度、不得已要將父祖所置田地產業變賣者、許其明立文契、從便出賣。里鄰親屬合該畫字、不許把持刁蹬、措索財物酒食。違者治罪。

〔訓讀〕

一、郷里の人民、或いは生理前まず、家道消乏し、非災橫禍に遇うに因りて、用度を缺少し、己むを得ず父祖置く所の田地産業を將て變賣するを要むる者有れば、其の明らかに文契を立て、便に従いて出賣するを許す。里隣・親屬合該に畫字すべし。把持刁蹬し、財物酒食を措索するを許さず。違う者は治罪す。

〔和訳〕

一、郷里の人民に、生業が上手いかずに家計が尽きたり、不慮の災難にあつたために入用が不足したりして、祖父・父が設けた田産をやむを得ず売却したい者がいる場合は、確かに契約書を作り、随意に売りに出すことを許す。近隣・親族は書判しなければならぬ。牛耳つて難癖をつけ、財物や酒食を強請ることは許さない。違反した者は断罪する。

【第三七条】 逃軍の逮捕と兵士の徴発

〔原文〕

一、各處衛所軍士、專在禦侮防奸、保安黎庶。遞年以來、有因征進在逃、有在衛逃亡、及有爲事充軍逃故者、各該衛所往往差人勾丁補役、捉拿正身。其良善里・甲・老人、不敢隱佔、即時勾發。有等無知之徒、罔知利害、互相隱蔽、買囑有司、卻作無勾戸絶等項虛捏回申、及至再行差人挨究、卻又有了。如此作弊、獲罪者亦多。今後老人・里・甲、凡遇勾軍、即便發遣、免致官府往復差人勾擾、連累郷里不得安業。若有名姓差訛、冒名勾取者、許於老人・里・甲處陳告。其老人・里・甲、即與體審窮究、將應合當軍人的確姓名連人解送、免致赴京陳告、輾轉照勘、紊煩官府。其應

合當軍人、恃頑不行赴衛、欺瞞官府、捏詞妄告者、許老人指實呈解有司問罪。如是老人不理、亦治以罪。

〔訓 読〕

一、各處の衛所⁽¹⁾の軍士、専ら禦侮防奸し、黎庶を保安するに在り。遞年以來、征進に因りて在逃する有り、衛に在りて逃亡する有り、及び事を為して軍に充てられ逃故する者有り。各該の衛所往往にして人を差わして丁を勾して役を補し、正身を捉拿す。其れ良善の里・甲・老人、敢て隱佔せず、即時に勾發す。有等の無知の徒、利害を知ること罔く、互相に隱蔽し、有司に買囑し、卻て又た丁有り。此くの如く弊を作し、罪を獲る者も亦た多し。今後老人・里・甲、凡そを行なうに至るに及ばば、卻て又た丁有り。此くの如く弊を作し、罪を獲る者も亦た多し。今後老人・里・甲、凡そ勾軍に遇わば、即便に發遣し、官府往復人を差わして勾擾し、郷里に連累して業に安んずるを得ざるを致すを免れよ。若し名姓差訛し、冒名勾取する者有れば、老人・里・甲の處に於いて陳告するを許す。其れ老人・里・甲、即與^{ただち}に體審窮究し、応合^{まさ}に軍に当つべき人の確の姓名を將て人を連ねて解送し、京に赴きて陳告し、輾轉照勘し、官府を紊煩するを致すを免れよ。其れ応合に軍に当つべき人、頑を待みて衛に赴くを行なわず、官府を欺瞞し、捏詞妄告する者は、老人の實を指して呈解し、有司罪に問うを許す。如是老人理めざれば、亦た治むるに罪を以てす。

〔注 釈〕

(1) 衛所 明代の兵制の基本組織。軍戸から徵發された軍士二一二名(下士官たる総旗二名・小旗一〇名と兵一〇〇名)で百戸所を編成し、一〇の百戸所で千戸所(軍士二二二〇名)を編成し、前後中左右の五つの千戸所で衛(軍士五六〇〇名)を編成した。衛は、兵部の下の親軍衛、五軍都督府の下の京衛、都指揮使司の下の府・州・県に設置される外衛の三つに区分される。『明史』卷九〇、兵二「衛所」は、洪武二六(一三九三)年には全国に三二九の衛が存在したと伝える。

〔和 訳〕

一、各地の衛所の兵士の務めは、防衛・治安を行ない、人民を保全することである。近年以來、進軍の際に逃亡した

り、衛所から逃亡したり、罪を犯して充軍され逃亡する者がいる。それぞれの衛所は、つねづね人を派遣して成年男子を徴発して義務労働を補い、(逃亡した)本人を逮捕する。善良な里長・甲首・老人は、けつして蔵匿せず、すぐに徴発して派遣する。愚かな輩には、損得が分からず、お互いに蔵匿し、官庁に金品を出して請託し、徴発されることのない戸絶などの人戸と捏造して報告し、再び人を派遣して調査してみると、成年男子が居るといふことがある。こうした弊害を起こして罪に問われる者もやはり多い。今後、里長・甲首・老人は、兵士の徴発があつた場合にはすぐに派遣し、官庁が何度も人を派遣して徴発し、郷里が巻き添えを食ひ生業に専念できないことにならないようにせよ。もし姓名を間違つたり、姓名を詐つて徴発される者がいれば、老人・里長・甲首の下に提訴することを認める。老人・里長・甲首は、すぐに自ら調査し、本来充軍すべき姓名と本人を送り、京師にやつて来て提訴し、次から次へ調査して官庁を煩わせることがないようにせよ。本来充軍すべき者が頑迷にも衛所に向かわず、官庁を欺き、虚言を吐いて提訴する場合は、老人が実状を示して報告し、官庁が断罪することを認める。もし老人が処理できない場合は断罪する。

【第三八条】越訴させてはならない

〔原文〕

一、民間詞訟、已令自下而上陳告、越訴者有罪。所司官吏往往不遵施行、致令越訴者多。今後敢有仍前不遵者、以違制論的決。

〔訓読〕

一、民間の詞訟、已に下自りして上して陳告せしむれば、越訴する者罪有り。所司の官吏往往にして施行に違わず、越訴せしむるを致す者多し。今後敢て前に仍りて遵わざる者有れば、制に違ふを以て論じて¹的決す。

〔注 釈〕

(1) 以違制論 「中島 二〇〇〇年」は、『大明律』卷三、吏律二、公式「制書有違」の規定に基づき杖一〇〇に処すことと解す。

〔和 訳〕

一、民間の訴訟は、下級の官庁から上級の官庁へ順に提訴させるようにしたので、越訴した者は処罰する。官庁の官僚・胥吏は、つねづね法を適用せず、越訴させるようにする者が多い。今後、ぬけぬけと以前通り適用しない者がいれば、詔勅に違背した罪に断罪してすぐに刑を執行する。

【第三九条】 榜文の趣旨

〔原 文〕

一、榜文内坐去事理、皆係教民孝弟・忠信・禮義・廉恥等事。所在官吏・老人・里・甲人等、當體朝廷教民之意、各宜趨善避惡、保守身家、常川遵守奉行、毋視虛文、務在实效。違此令者、各照所犯罪之。

〔訓 読〕

一、榜文の内の坐去せる事理、皆な民に孝弟・忠信・禮義・廉恥等の事を教うるに係る。所在の官吏・老人・里・甲人等、當に朝廷の教民の意を体すべし。各おの宜しく善に趨き惡を避け、身家を保守し、常川に遵守して奉行し、視て虚文とすること母く、務らず実効すべし。此の令に違う者は、各おの犯す所に照して之を罪す。

〔和 訳〕

一、榜文の中に列挙した事項は、すべて孝弟・忠信・禮義・廉恥などの徳目を人民に教えるものである。各地の官僚・胥吏・老人・里長・甲首たちは、朝廷の教化の意図を理解しなければならない。善事を好み惡事を嫌い、その身と家族を守り、つねに遵守して勤務し、虚飾とみなすことなく、必ず効果があるようにしなければならない。この詔令に

違反する者は、それぞれ違反内容に応じて処罰する。

【第四〇条】榜文の徹底

〔原文〕

一、直隸府・州・縣、從監察御史、在外布政司・府・州・縣、從各道按察司、常加申明。務要依榜文内事理、永遠遵守。敢有視爲泛常、不行申明者、治之以罪。

〔訓読〕

一、直隸の府・州・県は、監察御史従り、在外の布政司・府・州・県は、各道の按察司従り、常に申明を加う。務要
ず榜文の内の事理に依り、永遠に遵守せよ。敢て視て泛常と爲し、申明を行なわざる者有れば、之を治むるに罪を以
てす。

〔和訳〕

一、直隸の府・州・県については監察御史が、それ以外の布政司・府・州・県については各道の提刑按察使司が、い
つも重ねて明示する。必ず榜文の中の事項に従い、永久に遵守せよ。ぬけぬけと月並みなことと見なし、再度明示し
ない者がいれば、罪に処す。

【第四一条】老人の来朝を阻止してはならない

〔原文〕

一、凡理訟老人、有事聞奏、憑此赴京、不須文引。所在關隘去處、毋得阻擋。餘人不許。如有假作老人名目、齎此赴
京言事者、治以重罪。欽此。

〔訓読〕

一、凡そ理訟の老人、事の聞奏する有れば、此に憑りて京に赴き、文引を須いず。所在の關隘の去處、阻擋するを得る母れ。余人は許さず。如し老人の名目に佞作し、此を齎して京に赴き事を言う者有れば、治むるに重罪を以てす。此を欽しめ。

〔和訳〕

一、訴訟を裁く老人が、奏聞することがあれば、この榜文に基づいて京師にやって来させ、通行証を必要としない。各地の関所が阻止してはならない。他の者については認めない。もし老人になりすまし、この榜文を持って京師にやって来て上奏する者がいれば、重罪に処す。これを欽しめ。

【あとがき】

〔原文〕

本部今將聖旨事意、備云刊印、昭佈天下、仰欽遵施行。洪武三十一年四月 日。

〔訓読〕

本部今聖旨の事意を將て、備したためて刊印し、昭らかに天下に佈く。仰せて欽遵施行せよ。洪武三十一年四月 日。

〔和訳〕

今、戸部は皇帝の御言葉の内容を記して刊行し、天下に明示する。仰せて遵奉して執り行なえ。洪武三十一年四月 日。

【里老人制研究文献一覽】（五〇音順）管見の限り、里老人制の専論と思われる日本の研究文献のみを挙げる。

伊藤正彦 一九九六年 「明代里老人制理解への提言―村落自治論・地主権力論をめぐって―」（平成六〇〜七二（一九九四〜九五）年度科

学研究費補助金一般研究（B）研究成果報告書 東アジアにおける社会・文化構造の異化過程に関する研究）

- 江原正昭 一九五九年 「里甲制と老人」(『歴史研究(東京都立大学)』二)
- 小畑龍雄 一九五〇年 「明代極初の老人制」(『山口大学文学会誌』一)
- 小畑龍雄 一九五二年 「明代郷村の教化と裁判―申明亭を中心として―」(『東洋史研究』一一―五、六)
- 栗林宜夫 一九五四年 「明代老人考」(東京教育大学東洋史学研究室編『東洋史学論集』三、不味堂書店、一九五四年)
- 栗林宜夫 一九七一年 「里甲制の研究」第一章第三節「里甲の機能」(文理書院)
- 清水盛光 一九三九年 「支那社会の研究」社会学の考察―第三篇第二章「支那に於ける村落の自治」(岩波書店)
- 清水盛光 一九五一年 「中国郷村社会論」第一篇第三章第二節「教化を中心としたる共同生活の規制―明の里制」(岩波書店)
- 中島楽章 一九九四年 a 「明代中期の老人制と郷村裁判」(『史滴』一五)
- 中島楽章 一九九四年 b 「明代中期の老人制と地方官の裁判―訴訟文書にみる―」(『明代郷村の紛争と秩序』徽州文書を史料として―汲古書院、二〇〇二年、所収)
- 中島楽章 一九九五年 a 「宋元・明初の徽州郷村社会と老人制の成立」(同右書、所収)
- 中島楽章 一九九五年 b 「明代前半期、里甲制下の紛争処理」(同右書、所収)
- 中島楽章 一九九八年 「明代後期、徽州郷村社会の紛争処理」(同右書、所収)
- 中島楽章 二〇〇〇年 「明代の訴訟制度と老人制―越訴問題と懲罰権をめぐって―」(『中国―社会と文化』一五)
- 濱島敦俊 一九八二年 「明代江南農村社会の研究」第一部第一章「明代前半の水利慣行」(東京大学出版会)
- 細野浩二 一九六九年 「里老人と衆老人―『教民榜文』の理解に関連して―」(『史学雑誌』七八―七)
- 細野浩二 一九七七年 「耆宿制から里老人制へ―太祖の『方巾御史』創出をめぐって―」(『中山八郎教授頌寿記念 明清史論集』燎原書店)
- 松本善海 一九三九年 「中国地方自治発達史」第二篇第二章「明朝」(『中国村落制度の史的研究』岩波書店、一九七七年、所収)
- 松本善海 一九四一年 「明代における里制の成立」(同右書、所収)
- 三木 聰 一九九二年 「明代里老人制の再検討」(『明清福建農村社会の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇二年、所収)
- 【引用文献】「里老人制研究文献一覽」以外の引用文献を挙げる。
- 内田智雄・日原利國校訂 一九六六年 「律例対照 定本 明律国字解」(創文社)
- 小山正明 一九六九年 「明代の糧長―とくに明代前半期の江南デルタ地帯を中心にして―」(『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年、所収)

前迫勝明 一九九〇年
仁井田陞 一九五一年

松本善海 一九三六年
和田博徳 一九八五年

「明初の奢侈に関する一考察」(山根幸夫教授退休記念 明代史論叢 上巻、汲古書院)
「中国社会の『封建』とフューダリズム」(中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法) 東京大学出版会、一九六二年、所収)

「明代の社会学」(中国村落制度の史的研究) 岩波書店、一九七七年、所収)
「里甲制と里社壇・郷厲壇―明代の郷村支配と祭祀―」(慶応義塾大学東洋史研究室編 『西と東と―前嶋信次先生追悼論文集』 汲古書院)